

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
欠席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出席	役 職	氏 名	備 考
欠席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
欠席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	生 田 一

進行要領

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成25年11月20日(水) 午前9時00分から午前9時45分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(34人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(3人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第28号 買受適格証明願(5条許可申請)</p> <p>日程第 6 決定第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 8 専 決 報 告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 9 専 決 報 告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第10 専 決 報 告 買受適格証明願(5条届出)</p> <p>日程第11 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第12 報 告 農地法第5条関係取消願</p> <p>日程第13 報 告 公共工事に伴う一時転用</p> <p>日程第14 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、平成25年11月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>
会 長	<p>会長さん宜しく申し上げます。 《会長あいさつ》</p>

それでは、本日の出席者数は37名中34名で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号22番 堀田 秀志 委員

議席番号23番 服部 一美 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
議案第28号	買受適格証明願(5条許可申請)	4件
決定第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	30件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	6件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
専決報告	買受適格証明願(5条届出)	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	2件
報告	農地法第5条関係取消願	1件
報告	公共工事に伴う一時転用	11件

それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から3番の、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 2番と3番につきましては、農地の交換でございます。尚、以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われま。以上でございます。

会長

只今、議案第25号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

事務局	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光パネル 8 0 枚を設置し、売電する計画でございます。架台は専用金属架台を利用し、防草シートを張り、フェンスも有り、工事費は 円、7 , 8 年で回収出来る計画で事業の採算性もあり、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を全て満たしていると思われます。</p>
会 長	<p>只今、議案第 2 6 号について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 現在は、5 1 台分の駐車スペースを確保していますが、保護者の送迎が約 1 3 0 名程あり、駐車場が大変不足していることにより、今般 5 2 台分の駐車スペースを確保する計画でございます。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光パネル 3 0 0 枚を設置し売電する計画でございます。計画内</p>

容を確認し事業の採算性はあると思われま。架台は金属製の専用架台で、基礎は鋼管を80cm埋め込むとの内容でございます。総額 円、採算9年、フェンス無し、敷き砂利でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)現在は、あま市の賃貸住宅に家族4人で居住していますが、手狭なことにより、今般、分家住宅を建築する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は四日市市に本店を有し、隣接地の名古屋西営業所にてガス器具、太陽光パネルの販売をしており、現在は、従業員12名、営業車5台、増員予定が3名であり、駐車場及び資材置場が不足しており、今般、申請にて不足分を補う計画でございます。今回の計画では、半分を資材置場、半分を駐車場20台とし、現在の駐車場は来客用及び、イベント会場として利用する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)現在、仮住まいしている住居を両親が営む修理工場に使用する事となり、分家住宅を建築する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)受け人は中古車販売業を営んでおり、販売台数の増加、盗難防止のため、分家住宅建設予定地に隣接する申請地に13台分の保管スペースを確保する計画でございます。尚、今回、「報告」事項に上げさせていただきました取消願があった土地を利用する計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)現在は家族4人にて賃貸住宅に居住していますが、子供も大きくなり、大変手狭な事により申請地に分家住宅を建築する計画でございます。

以上、7件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われま。以上でございます。

会 長

只今、議案第27号について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

事務局	<p>続きまして、議案第28号 買受適格証明願（5条許可申請）4件について審議をお願いします、事務局から説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>（1番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考の内容を朗読及び説明）住宅販売を営んでいる業者でございます。申請地を建築資材置場、搬入、搬出車両及び従業員、配送スタッフの車両置場として利用する計画でございます。</p> <p>（2番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考の内容を朗読及び説明）太陽光発電設備の設置でパネル216枚、総事業費 円、回収は10年目、架台は専用架台、基礎はコンクリートブロック、敷き砂利、フェンス無しの計画でございます。</p> <p>（3番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考の内容を朗読及び説明）太陽光発電設備の設置でパネル168枚、総事業費 円、回収9年目、架台は専用架台、基礎は鋼管埋込みコンクリート打ち、防草シート、フェンス有りの計画でございます。</p> <p>（4番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考の内容を朗読及び説明）太陽光発電設備の設置でパネル288枚、総事業費 円、回収5年目、架台は専用架台、基礎はコンクリートブロック、フェンス無しの計画でございます。</p> <p>以上4件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われるので、適格証明することが出来ると思われる。尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第5条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに県へ進達処理してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。尚、先月もこの土地につきましては、1件の証明願があり、5件にて入札に参加し、その内、落札者が、手続きを行ったとき、速やかに県へ進達する事となります。以上でございます。</p>
会 長	<p>只今、事務局より議案第28号 の説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p>
32番委員	<p>これは売却が終わってから、3ヶ月ぐらいはそのままとしておくのでは。</p>
事務局	<p>〔期間入札の公告〕内容を説明し、早ければ2月定例会案件として、また皆様方に5条申請の内容を報告させていただく事となるかと思われます。</p>
会 長	<p>他に宜しいでしょうか。 （発言なし）</p> <p>それでは、議案第28号 買受適格証明願（5条許可申請）4件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手) 全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 また、落札された後、農地法第5条の申請が提出された時は、速やかに県へ進達させていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 決定第9号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から30番、全体筆数は62筆、面積は39,677㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合が受入となって利用権設定された筆数は、19筆16,795㎡でございます。あいち海部農業協同組合以外の受入は、全て認定農業者の8名で43筆22,882㎡です。内容につきましては、作物は水稻、レンコン、麦、普通畑でございます。新規48件、再設定14件、契約期間は5年6年10年。権利の内容につきましてはすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。</p>
会 長	<p>只今、事務局より決定第9号について 簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。</p>
13番委員	<p>1番の譲受人 さんにだけ畑を集約していく予定でしょうか。</p>
事務局	<p>そうではありません。</p>
13番委員	<p>小さい圃場まで管理が行き届かないので市民農園などを活用しては。</p>
事務局	<p>特定貸付を行うことは可能でございます。しかし、特定貸付に関する手続きについては、なかなか面倒な手続きがあり、もう少し簡単な手続きとなれば良いかと思ひます。</p>
会 長	<p>他に宜しいでしょうか。 (発言なし)</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。</p>

	<p>かご質問ございますか。</p>
6 番委員	<p>買受適格証明願(5条許可申請)1番の会社と買受適格証明願(5条届出)1番の会社は名前が似ていますが違うのですか。</p>
事務局	<p>別会社でございます。</p>
26 番委員	<p>取消願の面積と5条申請の合計面積が違うのはなぜか。</p>
事務局	<p>分筆したことにより面積に違いが生じた事と思われれます。</p>
会 長	<p>他に宜しいでしょうか。 (発言なし)</p> <p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9 時 35 分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(八開地区)</p>
13 番委員	<p>(議席番号13番 三輪 副会長より報告)</p>
会 長	<p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
事務局長	<p>今月の農地パトロールは佐織地区を予定しておりますので、佐織地区の委員の方は、佐織庁舎 2階、第一委員会室に 11月25日(月)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回、定例農業委員会は12月19日(木)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。当初計画より日程を変更しておりますので、間違えない様をお願いします。12月20日(金)から12月19日(木)</p>

あいちの農林水産フェア」11月14日(木)～19日(火)丸栄8階 大催事場で開催されました、お出かけいただいた委員の方につきましては、ご苦労様でした。

今月末に農産物品評会が開催されますので、お出かけいただければと思います。

- ・ 場所「あいち海部農協 (アグリフェスタ会場)」北部営農センター2階
- ・ 農産物品評会 11月29日(金)午後2時 (北部営農センター2階)
- ・ 表彰式 11月30日(土)午前9時15分 (アグリフェスタ会場)

お手元に「全国農業新聞の領収書」を配布させて頂きました、確定申告の際に御利用下さい。尚、先月、報告させて頂きましたが、当市が全国農業新聞の重点地区に指定されています。重点地区とは、購読部数を増やす事でございますので、親戚、お近くの方で購読を希望されます方がありましたら、事務局まで御連絡下さい。よろしくお願ひします。

農業委員の名刺をお渡しさせて頂いておりますが、足りない場合は事務局まで申出をお願いします。(平成23年12月に各20枚を配布した)

お手元に「利用状況調査資料」の配布をさせて頂きました、内容につきましては渡辺より説明させていただきます。
《渡辺説明》 回収期限は、平成26年2月20日です。

事務局長
会長

事務局からは以上でございます。

その他、宜しいでしょうか。

これをもちまして11月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会 (午前 9 時 45 分)

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号22番委員 堀 田 秀 志

議事録署名者

議席番号23番委員 服 部 一 美